

(Ⅶ) 地鶏等生産振興推進事業

第1 趣旨

要綱第2の5の(7)の事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施主体

要綱別表5の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める協議会とは、都道府県（試験研究機関を含む）、地鶏等生産組合、農業協同組合、民間企業等により構成される協議会であって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約が定められているものとする。

第3 事業実施手続

- 1 要綱第5の1の(4)に基づく全国推進事業計画の作成及び提出は、別記様式1号により行うものとする。
- 2 要綱第5の1の(6)の生産局長が別に定める重要な変更とは、事業の廃止のほか、補助事業費又は事業量の3割を超える変更をいうものとする。
- 3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式3号により、生産局長に提出するものとする。
- 4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 3のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業の結果及び成果等について、別記様式2号により、行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善

の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第5 事業の評価

- 1 要綱第7の7に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第4号により作成し、7月末日までに行うものとする。なお、目標年度を定めている場合には、目標年度の翌年度において、成果報告書を別記様式4号により作成し、7月末日までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、要綱別表5の1の取組は別記様式第5号、要綱別表5の2の取組は別記様式第6号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第6 事業の内容

要綱別表5の事業種類の欄に掲げる事業で実施できる取組は、増体性等に優れた地鶏を作出するための素材鶏の能力強化を図ることを目的として、次の取組を行うものとする。

1 連絡調整会議の開催

事業実施主体は、協議会が行う共同評価の事業計画、進捗、結果を把握し、協議会が助言を受けるための会議を開催する。

2 素材鶏の共同評価を行う取組

複数の都道府県が協力して素材鶏（種鶏）の能力強化を図るため、共同評価を行うための素材鶏及び素材鶏を用いた組合せ鶏の導入並びに素材鶏及び組合せ鶏の検定（能力調査、地鶏肉質評価調査）を実施する。

共同評価は、素材鶏、素材鶏を用いた組合せ鶏または両方の何れかを行うものとする。

第7 事業の成果目標

共同で改良を進める素材鶏（組合せ鶏を含む）の能力が、現行より体重の場合は3%、産卵の場合は1%向上すること。また、組合せ鶏においては、既存または組合せ鶏と類似する地鶏等の現行の能力より改善が見られること。

第8 補助対象経費

補助対象経費は、各事業ごとに直接要する別紙の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる以下のものとする。

- 1 連絡調整会議の開催に係る経費であって、会場借料、委員謝金、委員旅費、資料印刷費、通信運搬費等とする。
- 2 素材鶏の共同評価を行う取組に係る費用であって、導入費（種卵、ひな、種鶏）、データ収集等資材費（データ収集に必要な体重測定用機材、飼料、医薬品、消耗品に限る。）、肉質分析経費、官能評価経費、旅費、賃金等とする。

第9 全国推進事業の実施基準

全国推進事業の実施基準は次に掲げるものとする

- 1 次の取組は、国の助成の対象としない。
 - (1) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組
 - (2) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組
- 2 事業実施主体は、本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、鶏に関する各種会議、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を報告するものとする。
- 3 第6の1及び2の取組については、必ず実施するものとし、連絡調整会議の開催に当たっては、開催場所・内容等について協議会と協議するものとする。

別紙

全国推進補助対象経費

全国推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品の経費	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な共同評価を行うためのデータ収集等に必要原材料（種卵、ひな、種鶏、飼料、医薬	・原材料は物品受払簿で品目毎に管理すること。

		品、その他の消耗品)の 経費	
	消耗品費	<p>事業を実施するために 直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施 期間内）又は一度の使用 によって消費されその 効用を失う少額（3 万円未満）な物品の経 費 ・ CD-ROM等の少額 （3万円未満）な記録 媒体 ・ 試験等に用いる少額 （3万円未満）な器具 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品は物品受払簿で管 理すること。
旅費	委員旅費	<p>事業を実施するために 直接必要な会議の出席ま たは技術指導等を行うた めの旅費として、依頼し た専門家に支払う経費</p>	
	専門員調査 旅費	<p>事業を実施するために直 接必要な専門員が行う資料 収集、各種調査、打合せ、 成果発表等の実施に必要な 経費</p>	
謝金		<p>事業を実施するために 直接必要な資料整理、補 助、専門的知識の提供、 資料の収集等について協 力を得た人に対する謝礼 に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠と なる資料を添付するこ と。 ・ 事業実施主体に従事する 者に対する謝金は認めな い。
賃金		<p>事業を実施するために 直接必要な業務を目的と して本事業を実施する事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用通知書等により本事 業にて雇用したことを明 らかにすること。

		業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	
雑役務費	手数料	<p>事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料</p>	
	印紙代	<p>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費</p>	
	社会保険料	<p>事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費</p>	
	通勤費	<p>事業を実施するために</p>	

	直接新たに雇用した者に 支払う通勤の経費	
--	-------------------------	--

1. 賃金及び専門員等設置費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合